

税財源への依存度が高まる社会保障

わが国の社会保障は社会保険中心。「世界に冠たる」皆保険、皆年金、そして今では皆介護の体制を構築し、社会保障給付費でみれば各種社会保険制度が約8割を占める。その一方、財源では多額の税財源を投入しており、そのことが社会保障の持続可能性を確保する上で大きな制約になっている。

救貧から防貧へという発展過程からすれば、社会保険が社会保障の支柱になるのは必然的である。また、「皆」が意味する全国民を対象にするユニバーサルな保障も、公共サービス方で保健医療サービスを提供する国や、税財源で所得制限の年金を支給する国など、国際的には決して珍しくはない。しかし、拠出制が基本原理である社会保険においてこれを実現することは、極めて難しい。その難題にあえて挑戦するわが国の皆保険・皆年金・皆介護の看板は、まさに世界に冠たるものといえよう。

具体的には、国民年金では生活保護の生活扶助の受給者その他低所得者などの保険料を免除し、介護保険では生活保護の受給者の保険料を生活扶助費で賄い自己負担について介護扶助を適用するなど、叡智をしぼっている。しかし、国保・後期高齢者医療では、低所得者の保険料軽減はあっても保険料免除措置はなく、生活保護の受給者は適用除外だから、厳密には皆保険ではない。また、介護保険でも、40歳未満は適用対象外、40～65歳未満も特定疾患による要介護等に限られるから、皆介護になっていない。そういうなかで、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」は、昨年来、中長期的課題として、生活保護の受給者の国保等への加入の検討を求めている。介護保険でも、適用年齢の40歳未満への引下げや障害福祉サービスとの統合論が、発足当初からある。社会保険の普遍主義を徹底するという観点からすれば、避けて通れない検討課題であろう。

社会保険中心の社会保障であれば、財源構成においても当然に社会保険料の比重がそれに見合うはずなのだが、2022年度予算ベースでは、社会保険料58.7%に対して税が41.3%を占めており、意外に税財源の割合が高い。理由は社会保険に多額の税財源が投入されていることによる。基礎年金、国保、後期高齢者医療、介護保険はいずれも税負担が原則2分の1であり、協会けんぽ、雇用保険にも国庫負担が投入されている。保険料負担の軽減や制度間の調整財源のほか、地域保険である国保、高齢者医療および介護保険では、低所得者が多い上に事業主負担を欠いていることなど、財政基盤の脆弱性を補う税財源の投入が不可避であった。

しかし、今後、税依存度の高い後期高齢者医療や介護保険の給付費が増加し、社会保障の税財源の比重はさらに高まらざるを得ないのだが、故安倍元総理以来、菅前総理、そして岸田現総理も、社会保障の安定財源として導入された消費税の税率引上げを封印している。結果、多額の公債発行によって税財源が賄われている現状では、給付抑制の圧力が高まり、社会保障としての機能が制約されることは必至である。安定した税財源の確保とともに、社会保険としての財政面での自律性を確保するための政策努力が課題になろう。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』(社会保険出版社、2021年)など。

